大分県立南石垣支援学校「学校いじめ防止基本方針」

R7　生徒指導部

第１　いじめに対する基本的姿勢

○いじめに対する基本姿勢

本校は、「社会の一員として、健康で明るく心豊かで、主体的、自立的に生活を営むことのできる人間を育成する」ことを学校教育目標に掲げ、「児童生徒の人権を尊重し、一人一人の心身の発達や特性に応じたきめ細やかな教育」を実践している。教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごし、教育活動ができるようにしなければならない。そのため、学校の内外でのいじめ未然防止に努めるために、本校教職員は、

　・いじめは絶対に許されないこと

　・いじめはどの学校にも、どの児童生徒にも起こり得ること

　・いじめられている児童生徒を最後まで守りぬくこと

の考え方を基本とし、家庭・関係機関と連携・協力し、いじめの未然防止といじめへの対応にあたるものとする。

○学校としての取り組み

いじめの未然防止、早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は、適切に且つ迅速に対応するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

（１）あらゆる教育活動を通して、だれもが安心して、心豊かに生活できる、やさしい学校をつくる。

（２）いじめの早期発見・早期対応のために、組織的に取り組む。

（３）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実を図ったり、地域や関係諸機関と連携したりして、情報を共有していく。

○いじめの定義、判断

（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法第一章　第二条＞

1. 個々の行為

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

(2) いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

（3） 物理的な影響

　　　　身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることな

どを意味する。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行う等、いじめられた生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

(4) 具体的ないじめの態様

* + 1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
    2. 仲間外れ、集団による無視をされる
    3. ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
    4. 金品をたかられる、物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
    5. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
    6. パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

(5) 重大な事案

　　　　「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

第2　いじめ防止等のための対策

○基本的な考え方

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持って真摯に取り組む必要がある。

○いじめの未然防止

1. 全ての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制を確立し、家庭・地域との連携を強化していく。
2. 児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、積極的ないじめの認知に努める。
3. 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
4. いじめに対して、はやし立てたり面白がったり、暗黙の了解を与える「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」や、誰かに相談する勇気や環境を醸成する。
5. ネット上のいじめについては、様々な学習機会を利用し、情報を発信する責任と情報の必要性を判断する能力を身に付ける情報モラル教育を行う。教職員は、生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の把握に努める。

○いじめの早期発見

　すべての教職員が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くよう観察し、相談しやすい雰囲気を作る。また、定期的なアンケート調査による状況の把握、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を作り、いじめの早期発見に努める。教職員が必要であると判断した場合は、児童生徒等への聞き取りや調査を行い、組織で対応にあたる。

○いじめに対する措置

①　いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに「いじめ・ハラスメント防止対策委員会」を開く。関係する児童生徒への聞き取りや調査による情報の収集及び共有を行い、いじめかどうかの判断をする。

「いじめ防止対策委員会」

校長、教頭、事務長、主幹教諭（学部主事）、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、

必要に応じて関係職員や外部の専門家

②　いじめと判断された場合、「いじめ対応指導・支援チーム」のメンバーを校長が決定し、すみやかに適切な対応等を組織的に行う。

　「いじめ対応指導・支援チーム」

いじめ防止対策委員会が事案に応じて、適切な教職員等をメンバー決定する。必要に応じて当該児童生徒と関係の深い教員や、ネットいじめなどではパソコンに詳しい教員、スクールカウンセラーやスクールロイヤー等の外部専門家を加えるなど、柔軟にチームを組んで適切に対応できるようにする。

1. 教職員は、いじめたとされる児童生徒等に対して「いじめをやめさせる、再発させない」ために、複数の教職員で対応し、必要な場合は専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。また、事実関係を聴取したら保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
2. 教職員は、いじめられた児童生徒の保護者に連絡し、できるだけ不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールロイヤー、福祉等の専門家等の協力を得て、環境の整備や配慮等必要な措置を行い、指導、支援にあたる。
3. 教職員は、他の学部・学年・クラスの児童生徒等についても配慮して指導、支援を行う。
4. いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜適切な指導と積極的支援を行う。
5. ネット上のいじめに関わる内容を把握した場合は、教職員で情報共有を図り、連携を図りながら、関係する生徒に対する指導を行う。ネット上の不適切な書き込みに対しては、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を防ぐため削除等の措置を取る。また、必要に応じ、警察等と適切な連携を取る。

○取り組みの年間計画

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 内　容 |
| ４月 | ・「学校いじめ防止基本方針」について周知 |
| ７月 | ・全児童生徒を対象とした「前期　いじめアンケート」の実施  ・教職員を対象とした「前期いじめ問題についてのアンケート」の実施  ・いじめ・ハラスメント防止対策委員会（アンケート結果の報告、課題の検討、全教職員で情報共有）  ・児童生徒を対象としたネットトラブル等についての指導  ・教職員対象の「いじめ研修」の実施 |
| １２月 | ・全児童生徒を対象とした「後期　いじめアンケート」の実施  ・教職員を対象とした「後期　いじめ問題についてのアンケート」の実施  ・いじめ・ハラスメント防止対策委員会  （アンケート結果の報告、課題の検討、「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善、全教職員で情報共有）  ・児童生徒を対象としたネットトラブル等についての指導 |
| ３月 | ・児童生徒を対象としたネットトラブル等についての指導 |

第３　重大事態への対処

1. 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とし）一定期間連続して欠席しているような場合である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

２．重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、すみやかに県教育委員会に報告し、校長がリーダーシップを発揮し、緊密な連携のもと、「いじめ対応指導・支援チーム」がすみやかに必要な調査を実施し、解決にあたる。

事案によっては、県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム」等に対し、解決に向けた支援、助言を求める。

調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査後には、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して個人情報に十分配慮しつつ、調査結果を教育委員会に報告する。

第４　　適用

🔶この規定は、令和７年４月１日より適用される。